

(2)令和2年度 実施内容

- **全国統一指標・地域独自指標の設定**
- **「施工時期の平準化」に向けた取組**
- **建設現場における働き方改革の取組**
- **発注見通しの統合の活用促進(工事)**

① 全国統一指標に基づく目標設定と目標達成の取り組み

【取り組み内容】

◆ 新たな全国統一指標・地域独自指標の設定

- ・ R2.11.5臨時幹事会を書面開催、R2.12.24承認、R3.1.8公表
- ・ 各取組指標は毎年調査を行い、結果をとりまとめ、フォローアップを実施。

◆ 発注関係事務相談キャラバン 2巡目の開始

- ・ 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ・ R2年度は、概ね人口10万人以上の自治体を対象として訪問(4市)。

② 適切な工期設定

【取り組み内容】

◆ 「統一的な現場閉所」(第3弾)による週休2日の促進

- ・ 年間を通じて毎月2回(第2週、第4週)の土日を対象。
- ・ 「令和2年度 統一的な現場閉所チラシ」を配布し、各発注機関、受注者へ周知。
- ・ 一次調査(~R02.11.30)、二次調査(~R03.03.31)による週休2日達成状況の把握。

③ 「発注見通しの統合」の活用推進

【取り組み内容】

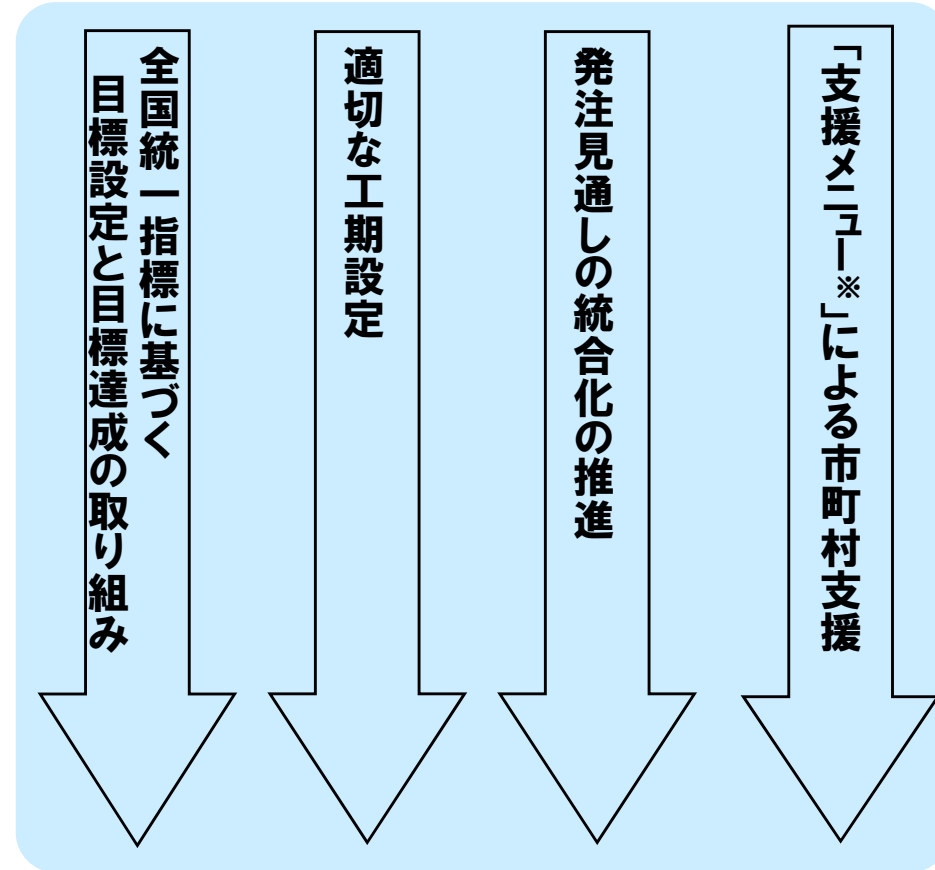
◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策

- ・ 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表 (四半期ごとの当該月(4、7、10、1月)に各2回)。
- ・ 各関係機関の発注見通し公表サイトへバナー等のリンク付けを依頼 ⇒ 窓口の増加・利用促進

令和2年度のスケジュール



令和2年度 活動計画



「発注関係事務に関する支援メニュー※」の主要項目

- ・総合評価審査委員会への委員派遣
- ・職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ
- ・県や市町村が開催する研修への職員派遣
- ・総合評価関係事務の演習講習会
- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
- ・ガイドライン（生産性向上）等説明会
- ・直轄工事検査への臨場受け入れ
- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン
- ・相談窓口の開設
- ・営繕部・港湾空港部の支援メニュー
- ・（参考）北陸農政局の支援メニュー

全国統一指標・地域独自指標の設定

品確法と建設業法・入契法(新担い手3法) R1改正時の概要

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。
 ※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
 働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
 i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施**

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
 価格のダンピング対策の強化
 建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> 適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮) 施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等) 適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用) ○受注者(下請含む)の責務 <ul style="list-style-type: none"> 適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者・受注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の活用等による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者の責務 <ul style="list-style-type: none"> 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 災害協定の締結、発注者間の連携 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査・設計の品質確保 <ul style="list-style-type: none"> 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
<h3>働き方改革の推進</h3>	<h3>生産性向上への取組</h3>	<h3>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ○工期の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表) 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> ○現場の処遇改善 <ul style="list-style-type: none"> 社会保険の加入を許可要件化 下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者に関する規制の合理化 <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における建設業者団体の責務の追加 <ul style="list-style-type: none"> 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 ○持続可能な事業環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> 経営管理責任者に関する規制を合理化 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備 	

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

「全国統一指標」の取り組みについて(これまでの経緯)

北陸ブロック発注者協議会等での主な実施内容

H26

H26.6

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行

H27

H27.4

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」運用開始

“必ず実施すべき事項”
”実施に努める事項”
を位置付け

H28

H28.8

北陸ブロック発注者協議会の構成機関に全国統一指標(案)を意見照会

H29

H29.5

「北陸ブロック発注者協議会」で、全国統一指標の導入を決定

WG、キャラバン等を通じて
取り組みを支援

H29～
キャラバン開始

H30

①適正な予定価格の設定

・最新の積算基準と基準対象外の要領を整備

46%(H30.3) → **96%**(R02.3)

・最新単価を用いて積算を実施

98%(H30.3) → **99%**(R02.3)

「全国統一指標」を協議会の取
り組みの『重点的なテーマ』に
掲げ、各機関が積極的に実施。

各取り組みが浸透し、改善傾
向がみられる。

「統一指標」を見直し、新たに
設定

R1

R1.6
品確法改正

R2.1
運用指針改正

②適切な設計変更

・設計変更ガイドラインを策定し、活用

41%(H30.8) → **66%**(R01.11)

③施工時期の平準化(件数)

・平準化率0.8以上の機関数

20%(H30.3) → **38%**(R02.3)

R2

R2.05～

新たな全国統一指標及び地域独自指標の基準値・目標値の設定検討開始

R2.12

臨時北陸ブロック発注者協議会を開催し、上記について決定し、公表

R2.12～

毎年調査を行い、結果をとりまとめ、フォローアップを実施

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(工事)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 :「全国統一指標」対象取組項目 :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 最新の積算基準・単価の適用 週休2日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上	① ICTを活用した生産性向上【新】 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 歩切りの根絶 歩切りは、品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等)
	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	③ 総合評価落札方式の改善【新】 施工計画の評価、災害時の活動実績の評価等 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
工事	④ 施工時期の平準化【新】 債務負担行為や繰越明許費の活用等 中長期的な工事の発注見通し	④ 見積りの活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す。
	⑤ 適正な工期設定【新】 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保	⑤ 余裕期間制度の活用 労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用
	※ 週休2日の取り組み: 「全国統一指標」「地域独自指標」対象	⑥ 工事中の施工状況の確認【新】 下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保
その他	⑥ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用	⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
	⑦ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施

※「⑦発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

※「⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。

「発注関係事務の運用に関する指針(R1改訂)」に基づく具体的な取組内容(測量、調査及び設計)

- 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(R1改訂)に基づき、下記項目に取り組むこととしている。 □ :「全国統一指標」対象取組項目 □ :「地域独自指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
入札・契約	① 予定価格の適正な設定 市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算	① ICTを活用した生産性向上 BIM/CIMや3次元データを積極的に活用 情報共有システム等の活用の推進
	② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用 予定価格は、原則として事後公表	② 入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択(プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等)
履行	③ 履行期間の平準化 計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施 繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し等	③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 技術的に高度又は専門的な業務にはプロポーザル方式を活用 若手技術者、女性技術者などの活用を考慮
	④ 適正な履行期間の設定 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を踏まえた履行期間の設定 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、天候その他も考慮	④ 履行状況の確認 ウィークリースタンスの適用、条件明示チェックシートの活用 スケジュール管理表の運用
	⑤ 適切な設計変更 設計図書の変更、契約額や履行期間の変更を適切に実施 履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用	⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化 設計業務での発注者と受注者による合同現地踏査の実施 テレビ会議、ウェアラブルカメラ活用等のための環境整備
その他	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村支援	

※「⑥発注者間の連携体制の構築」については、協議会、各県部会、WGの開催等で実施。

全国統一指標及び地域独自指標のR6目標値の設定

全国統一指標

- ◆ **今回、全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むため、客観的な状況を把握できる統一的な指標5項目(工事3項目、業務2項目)の目標値の設定が必要**

※ 各発注機関が自らの立ち位置を確認し、発注関係事務の改善の参考に活用

地域独自指標



- ◆ **今回、北陸ブロック発注者協議会において北陸地域の実情を踏まえて独自指標を選定し、選定された指標3項目(工事2項目、業務1項目)の目標値の設定が必要**

北陸ブロックにおける取組指標

- ◆ **新・全国統一指標(5項目)・地域独自指標(3項目)について、を各取組指標の目標年次を法改正より5年後※1の「令和6年度」に定め、「目標値の設定」行い、今回北陸ブロックの取組指標として公表(R2.11.5臨時幹事会を書面開催、R2.12.24承認、R3.1.8公表)**
- ◆ **各取組指標は毎年調査を行い、結果※2をとりまとめ、フォローアップを実施**

※1: 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)附則(令和元年六月十四日法律第三五号)2

「政府は、この法律の施行後五年を目処として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※2: 発注関係事務の運用に関する指針(令和2年1月30日改正) I. 本指針の位置づけ

国は、地方公共団体等に対し本指針の内容の周知徹底を図るとともに、本指針に基づき、引き続き、発注関係事務が適切に実施されているかについて、地方公共団体等への事務負担に配慮しつつ、毎年調べ、結果をとりまとめて公表する。

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※週休2日対象工事:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合(県域単位で公表)

全国統一指標の目標値(R6)の算出方法と指標分類（全体）

区分	指標項目	定義(算出方法)	指標分類
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$ ※ CORINS登録された工事(500万円以上)より算出	【件数】 a : <u>平準化率0.8以上</u> b : 平準化率0.7～0.8 c : 平準化率0.6～0.7 d : 平準化率0.6以下
工事	②週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$ ※ 各機関からの報告値により算出	a : <u>週休2日対象工事率0.5以上</u> b : 週休2日対象工事率0.3～0.5 c : 週休2日対象工事率0.1～0.3 d : 週休2日対象工事率0.1未満
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$ ※ 入契法調査※ ¹ データより算出	a : <u>実施率0.9以上</u> b : 実施率0.8～0.9 c : 実施率0.7～0.8 d : 実施率0.7未満 e : 未導入、未集計
業務	④第4四半期の納期設定 状況 (履行時期の平準化)	$\text{第4四半期納期率(件数)} = \frac{\text{第4四半期(1～3)に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$ ※ TECRIS登録された業務(100万円以上)より算出	a : <u>第4四半期納期率0.4未満</u> b : 第4四半期納期率0.4～0.5 c : 第4四半期納期率0.5～0.6 d : 第4四半期納期率0.6以上
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	$\text{実施率(件数)} = \frac{\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数}}{\text{年度の発注業務件数}}$ ※ 品確法調査※ ² データより算出	a : <u>実施率0.9以上</u> b : 実施率0.8～0.9 c : 実施率0.7～0.8 d : 実施率0.7未満 e : 未導入、未集計

※1 入契法調査:「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続に関する実態調査

※2 品確法調査:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく調査等の業務に関する調査

全国統一指標の基準値(R1)と目標値(R6) (北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象、-対象外	基準値(R01)	目標値(R06)
			上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2 ():全国平均値	上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.78(0.71)	北陸ブロック:0.80
			国等 :0.84 新潟県域:0.80(0.70) 富山県域:0.73(0.70) 石川県域:0.75(0.70)	新潟県域:0.80 富山県域:0.80 石川県域:0.80
工事	②週休2日対象工事の 実施状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.23(0.32)	北陸ブロック:0.55
			国等 :0.78 新潟県域:0.29(0.28) 富山県域:0.05(0.28) 石川県域:0.09(0.28)	新潟県域:0.50 富山県域:0.50 石川県域:0.50
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.94(-)	北陸ブロック:1.00
			国等 : - 新潟県域:0.93(0.88) 富山県域:0.90(0.88) 石川県域:0.98(0.88)	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	④第4四半期の納期設定 状況 (履行時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.47(0.51)	北陸ブロック:0.40未満
			国等 :0.56 新潟県域:0.46(0.49) 富山県域:0.36(0.49) 石川県域:0.46(0.49)	新潟県域:0.40未満 富山県域:0.40未満 石川県域:0.40未満
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	-:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.92(-)	北陸ブロック:1.00
			国等 : - 新潟県域:1.00(0.81) 富山県域:0.82(0.81) 石川県域:1.00(0.81)	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)
 ※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

地域独自指標の項目と目標値(R6)の算出方法及び指標分類（北陸独自）

区分	指標項目	定義(算出方法)	指標分類
工事	①適切な工期設定 (週休2日の 取り組み機関)	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 休日、準備期間等を考慮 施工上必要な日数を確保した工期設定 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>既に取り組んでいる</u> b: <u>今年度取り組む予定にしている</u> c: 取り組む検討をしている d: 取り組みは検討していない e: その他
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用)	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 設計変更ガイドラインの活用 工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>全ての工事で実施</u> b: <u>一部の工事で実施</u> c: 未実施(導入検討含む) d: <u>必要とする工事がなかった</u> e: その他
業務	③適切な履行期間 の設定	実施率(機関) = 実施機関数 / 全機関数 ※ 業務の内容、規模、方法、地域の実情等を 踏まえた履行期間の設定 ※ 必要に応じて準備期間、照査期間、週休2日、 天候その他も考慮 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a: <u>全業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールを作成) b: <u>一部の業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールを作成) c: <u>全業務で4週8休を反映</u> (工期算定ルールは未作成) d: 4週8休は反映していない (工期算定ルールは未作成) e: その他

<協議会目標>
4週6休: ~R3年度
4週7休: ~R5年度
4週8休: R6年度~

※1 北陸ブロック発注者協議会アンケート:「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み内容調査(各機関の実績と目標を年度末に調査)

◆ 北陸地域における独自指標の選定理由

- ① 適切な工期設定(週休2日の取り組み機関): 建設業の改正労働基準法の適用(R6年度~)に向け、全ての機関で取り組みが必要なため
- ② 適切な設計変更(設計変更ガイドラインの活用): 旧・全国統一指標(H28)の項目で、北陸において達成率が低かったため
- ③ 適切な履行期間の設定: 改正労働基準法が施行(H31年度~)され、発注者として適切な履行期間の設定が必要なため

地域独自指標の基準値(R1)と目標値(R6) (北陸ブロック別・県別)

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象、-対象外	基準値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①適切な工期設定 (週休2日の 取り組み機関)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.32	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.16 富山県域:0.19 石川県域:0.10 ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」及び「b」の割合	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
工事	②適切な設計変更 (設計変更 ガイドラインの活用)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.80	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.75 新潟県域:0.74 富山県域:0.81 石川県域:0.95 ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」、「b」、「d」の割合	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00
業務	③適切な履行期間 の設定	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.86	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.84 富山県域:0.94 石川県域:0.85 ※基準値は、R1実績 ※数値は、「a」～「c」の割合	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00



※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)
 ※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

区分	指標項目	具体的な取り組み方法例
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	<p>◆平準化に向けた取り組み「さしすせそ」の活用</p> <p>①(さ)債務負担行為の活用(複数年国債やゼロ国債等を活用し早期発注) 例) 年度を跨ぐような工事、工期が12ヶ月未満の工事</p> <p>②(す)速やかな繰り越し 例) 県・市町村の年度末(2月、3月)議会承認に対し、<u>予め適用可能な案件は12月議会で事前承認を実施</u></p> <p>③(せ)積算の前倒し 例) <u>発注前年度に設計・積算を完了</u>させ、発注年度は単価更新、微修正等を実施し発注</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>さしすせそ事例集【第4版】(令和2年4月)国土交通省HP: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html</p> </div>
工事	②週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	<p>◆週休2日対象工事の実施と適正な工期設定、補正係数の適用</p> <p>①発注方式(発注者指定、受注者希望)、対象金額を設定し<u>週休2日対象工事(4週8休以上)</u>を実施</p> <p>②入札説明書、特記仕様書への条件明示を実施</p> <p>③週休2日を反映した工期の設定(必要な工期日数+<u>土曜・日曜日の休日、祝日、降雨日数等</u>)</p> <p>④週休2日に要する<u>必要経費(補正係数)の計上とインセンティブ(成績評価)</u>による評価</p>
工事	③低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	<p>◆最新の公契連モデル(H31)等の適用</p> <p>①低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底(工事) ※ ダンピング対策の適用更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について(通知) (平成31年3月29日_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))</p> <p>※ 入契法調査におけるダンピング対策工事(随意契約を除く)の件数把握と入力報告</p>
業務	④第4四半期の納期設 定状況(履行時期の 平準化)	<p>◆履行時期の平準化を考慮した発注計画の実施</p> <p>①債務負担行為の活用や早期発注手続き(4月早々契約等)の実施</p> <p>②業務に必要な作業日数等を算定し上で、<u>第4四半期(1月～3月)の納期を避け工期設定を実施</u> 例) 国では、第4四半期に納期が掛かる事が予め分かる業務は、繰り越し手続きを行った上で発注</p>
業務	⑤低入札価格調査基準 又は最低制限価格の 設定状況	<p>◆最新の公契連モデル(H31)等の適用</p> <p>①低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底(業務) ※ ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について(通知) (平成31年3月29日_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))</p> <p>※ 品確法調査におけるダンピング対策業務(随意契約を除く)の件数把握と入力報告</p>

区分	指標項目	具体的な取り組み方法例
工事	①適切な工期設定 (週休2日の 取り組み機関)	<p>◆週休2日モデル工事等の試行、適切な工期設定、ルールの適用</p> <p>①発注方式(発注者指定、受注者希望)、対象金額を設定し<u>段階的なモデル工事(4週6休、4週7休、4週8休)を実施</u></p> <p>②入札説明書、特記仕様書への条件明示を実施</p> <p>③<u>週休2日を反映した工期の設定</u>(必要な工期日数+<u>土曜・日曜日の休日、祝日、降雨日数等</u>)</p> <p>④週休2日に要する<u>必要経費(補正係数)の計上とインセンティブ(成績評価)の評価</u></p>
工事	②適切な設計変更 (設計変更ガイ ドラインの活用)	<p>◆設計変更ガイドラインの策定及び活用</p> <p>①市町村では、県の設計変更ガイドラインを参考に<u>ガイドラインの策定又は準用</u></p> <p>②①を踏まえた上で、<u>ガイドラインを活用し、適切な設計変更を実施</u></p> <p>例) 国では、設計変更ガイドラインを定め、設計変更が可能なケース、不可能なケースを例示。 (北陸地方整備局HP → 「技術・建設産業」 → 「基準・要領・ガイドライン」に掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事設計変更ガイドライン(案) (北陸地方建設事業協議会工事施工対策部会) ・ 土木工事設計変更ガイドライン(案)事例集
業務	③適切な履行期間 の設定	<p>◆4週8休を反映した履行期間の設定、ルールの適用</p> <p>①特記仕様書への条件明示を実施</p> <p>②<u>週休2日を前提とした履行期間の設定</u>(必要な作業日数+<u>土曜・日曜日の休日、祝日、降雨日数等</u>)</p> <p>例) 国では、設計業務等標準積算基準書(参考資料)の準用、全体事業計画における当該業務計画等から必要な日数を算定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測量業務、地質調査業務は、必要日数に対し不稼働係数(外業、内業)を掛け合わせて算定 ・ 調査・設計業務は、新調査積算システムで履行期間の設定に必要な日数等で算定

「施工時期の平準化」に向けた取組

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

発注関係事務相談キャラバン(H29～)

□ 公共工事の発注関係事務である入札契約、設計積算、監督検査等一連のプロセスにおいて市町村が抱える悩みや疑問を直接相談できるよう北陸地方整備局職員及び県職員が管内を訪問。

1巡目

H29
～
R01

R1.6
品確法
改正

相談キャラバン 1巡目

H29:20市町村
H30:22市町村
R01:22市町村

- ◆ 「重点的なテーマ」の実施状況の確認。
- ◆ 個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。
- ◆ 事前質問に対する回答及び対応策の提示。

R2.1
運用指針
改正

R02
1～2月

平準化ヒアリングの実施

- ◆ R02.01～02月 平準化ヒアリングの実施
(長岡市、上越市、富山市、金沢市の4市)

施工時期の平準化について
取り組み事項等を聴取

2巡目

R02
実施

相談キャラバン 2巡目開始

R2年度は、概ね人口10万人以上の自治体を対象として訪問。

R02.11～R03.01月
(三条市、射水市、小松市、白山市の4市)

- ◆ 2巡目は、「**施工時期の平準化**」の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ◆ 現状の取組・課題を把握し、推進に向けた具体例等を提示。
- ◆ 1巡目と同様に「重点的なテーマ」の実施状況の確認、個別問い合わせ内容、事前質問に対する回答及び対応策の提示も実施。

発注関係事務相談キャラバン(R1・R2平準化ヒアリング)

- ◆ 公共工事の施工時期の平準化の取組については、品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」に規定し、全国統一指標の一つとして取組を推進。
- ◆ 「新・担い手3法」において、地方公共団体における施工時期の平準化の取組について努力義務化。
- ◆ 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和元年10月21日)(参考)において、各地方公共団体に対して、施工時期の平準化の取組を要請。



地方公共団体に対して個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施(平準化ヒアリングの実施)

令和2年1月～2月(長岡市、上越市、富山市、金沢市の4市)

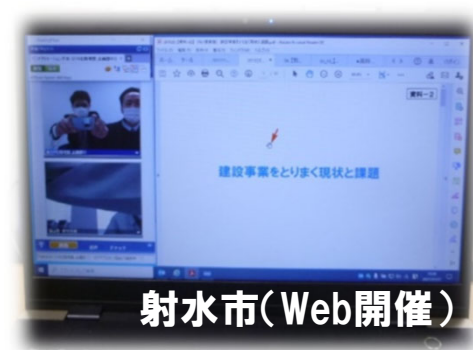
令和2年11月～令和3年1月(三条市、射水市、小松市、白山市の4市)

◆ ヒアリング実施者:整備局職員(企画部及び建政部)、県職員

◆ ヒアリング対応者:土木担当部局、契約担当部局、財政担当部局の各担当者

主なヒアリング項目

- 施工時期の平準化が進まない要因
- 現状の取組・課題(平準化の取組「さしすせそ」の各項目)
- 平準化の推進に向けた今後の取組(平準化の取組「さしすせそ」の各項目)
- 建設業界からの取組に対する評価や要望について 等



相談キャラバン(R1・R2平準化ヒアリング)結果

◎ヒアリング結果(主な意見)

施工時期の平準化が進まない要因

- 農繁期に施工が制限される地域もあり、施工可能な時期が限られる。
- 冬季に工事を行うことができず、降雪前に工事を完了させる必要がある。
- 速やかな繰越手続として議会承認を得る必要がある。

現状の取組・課題

(さ)債務負担行為の活用

- ・ ゼロ市債の設定。ただし、単独事業で行うため、全体の割合は小さい。

(し)柔軟な工期の設定

- ・ 現場状況を考慮して工期に余裕を持たせて発注している。
- ・ 工期が3～4ヶ月の工事が多く、準備1ヶ月、現場作業1ヶ月、後片付け1ヶ月であり、余裕工期を見込んでいるような状態。

(す)速やかな繰越手続

- ・ 必要となる場合は、12月での議会承認を得るようにしている。
- ・ 工期が3～4ヶ月の工事の場合、12月に増工もなく理由がないものは財務の繰越理由は困難(3月完了が優先)。

(せ)積算の前倒し

- ・ 発注前年度に設計・積算を完了させ、年度当初に発注するよう努めている。

(そ)早期執行のための目標設定

- ・ 上半期(4月～9月)工事発注率80%を目標設定にしている。
- ・ 一括補助金制度により、配分が4月以降で、内示がないと金額が決まらない(内示後に配分)。

- ・ 施工時期の課題
(農繁期、降雪期 等)
- ・ 制度上の課題
(繰越、補助金、交付金 等)
- ・ 市町村の工事の発注規模
(工期3～4ヶ月、500万円未満 等)



整備局・県職員の回答及び対応等

- ◆ 現状の平準化の取組・課題を把握し、推進に向けた具体例等を提示。
- ◆ 特に、平準化の取組「さしすせそ」について、整備局・県の実施方法の説明、他自治体における実施例の紹介等を行い、更なる取組の活用を促進。

【参考】北陸における平準化ヒアリングの状況(主な意見と主な課題)

- ◆ 発注工事件数が比較的多く、平準化の取組の効果が見込まれる人口10万人以上の市(長岡市、上越市、富山市、金沢市)を対象に、個別に「平準化ヒアリング」を実施し、取組状況や課題を聴取(令和元年度)
- ◆ 人口10万人前後の市(三条市、射水市、小松市、白山市)を対象に「発注関係事務相談キャラバン(2巡目)」を実施。2巡目では、「施工時期の平準化」の更なる推進を図ることを重点的に実施(平準化ヒアリング)(令和2年度)

平準化の取組に対する主な意見

◆ 実施団体(8市)で聞かれる前向きな声(例)

- ・ 繰り越しとなる工事は、入札公告又は特記仕様書に、繰越承認後に工期延期することを明記している。
- ・ 3月議会での繰越承認が慣例ではあるが、指示書等で事前に受注者と協議を行っている。1月頃から県、財務局と協議を行い実施している。
- ・ 前年度実施設計、年度当初発注を担当部局に働きかけている。
- ・ 2月、3月に積算を行い、契約するようにしている。一人一人が平準化を意識した発注を行うことが必要と考えている。

◆ 実施団体(8市)で聞かれる率直な声(例)

- ・ 大規模工事、下水道処理場等は、議会に諮る必要があるため、工期を定め、債務負担行為を採用しているが、平準化目的で活用していない。
- ・ 特定財源の予算執行の定めにより、年度を跨ぐ発注が出来ない。
- ・ 設計を早めに行っても特定財源が無ければ、予算執行出来ない。
- ・ 一括設計審査や早着申請などの制度もあるが、この制度は着手出来るが配分が確定されるものではない。
- ・ 平準化目的で繰り越しを行っている訳ではなく、事案が発生した時点で議会に諮っている。

平準化の取組に関する主な課題

- 財政部局や議会の理解がなかなか進まない
 - ・ 単年度予算の考えが根強く、早期の繰越は理解が得られにくい
 - ・ 繰越は予算執行の例外と言う意識 等
- 交付金の決定時期が遅く、早期発注が進みにくい
 - ・ 交付決定後に契約事務を進めるため、第一四半期での契約はハードル
 - ・ 予算が100%付く保証がないため、ゼロ債の活用に支障 等
- 事業部局や他部局との連携が必要
 - ・ 病院、上水道、農業土木など土木部門以外の工事が多く、連携が必要 等
- 小規模な工事が多く、平準化の実態把握が困難
 - ・ 500万円未満の小規模工事も多く、それらも反映する必要 等
- 技術職員のノウハウや人員の不足
 - ・ 世代交代や人員削減により熟練の技術職員が不足している 等
- 地域特有の事情により施工時期が制限される
 - ・ 耕作時期や観光シーズンは工事ができない。地権者との交渉の遅れ 等
- その他
 - ・ 地方自治法上、市では1.5億円以上の工事の契約に議会の議決が必要であり、ほとんどが9月議会に諮ることになる 等

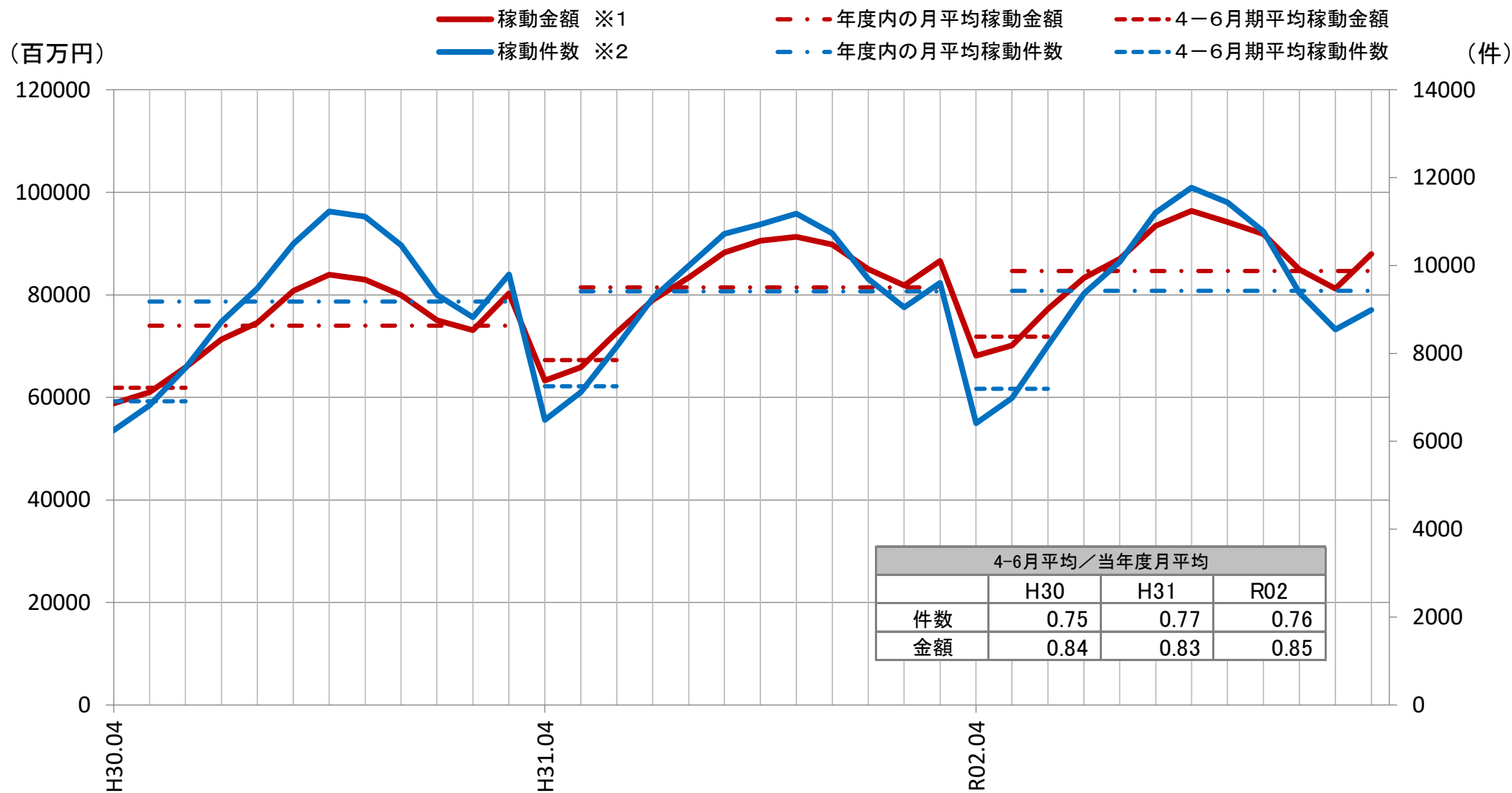
【参考】平準化ヒアリングで聞かれた課題と当面の対応整理(全国)

多く聞かれた課題	当面の対応
<p>□ 財政部局や議会の理解がなかなか進まない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度予算の考えが根強く、早期の繰越は理解が得られにくい ・繰越が良くないとの意識 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 優良事例集を改訂し、繰越や債務負担等の取組が進んでいる事例について、設定割合や議会承認時期等を具体的に明示して周知(4月末に措置済み) ◆ 引き続き、全国都道府県財政課長等会議等において、財政部局に働きかけるなど、国土交通省と総務省で連携した取組を継続 ◆ 事例集の内容を拡充し「平準化ガイドライン(仮称)」を策定し、よりわかりやすくノウハウや実務的な手引きを提供
<p>□ 交付金の決定時期が遅く、早期発注が進みにくい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定後に契約事務を進めるため、第一四半期での契約はハードル ・予算が100%付く保証がないため、ゼロ債の活用に支障 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ R2年3月31日付で、<u>社会資本整備総合交付金に係る早期着手交付申請の活用等について、都道府県等に対して通知(今年1月のヒアリングを受けて措置済み)</u> <p>⇒ 今後、ブロック監理課長会議で都道府県による活用方針等を聴取</p>
<p>□ 事業部局や他部局との連携が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、上水道、農業土木など土木部門以外の工事が多く、連携が必要 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>農林部局や教育など、自治体における土木部門以外の部局の事業に係る平準化の促進に向けて、関係省庁に対して協力依頼(通知)(令和2年9月3日付け)</u>
<p>□ 小規模な工事が多く、平準化の実態把握が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500万円未満の小規模工事も多く、それらも反映する必要 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市町村については小規模な工事の実態を把握できるよう調査方法を工夫
<p>□ 技術職員のノウハウや人員の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代交代や人員削減により熟練の技術職員が不足している 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事例集の内容を拡充し「平準化ガイドライン(仮称)」を策定し、ノウハウ等を提供(再掲) ◆ 小規模な自治体をはじめ、自治体自ら平準化の実態を把握・管理できるよう、入契調査に当たって簡易な工事実績集計のための統一フォーマットを提供する方針
<p>□ 地域特有の事情により施工時期が制限される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作時期や観光シーズンは工事ができない。河川工事では時期が制限 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「平準化ガイドライン(仮称)」の策定に当たって、地域特有の事情に対応するために実践されているさまざまな工夫やノウハウについても事例を収集して掲載・提供(再掲)
<p>□ その他(市町村との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法上、市では1.5億円以上の工事の契約に議会の議決が必要であり、ほとんどが9月議会に諮ることになる 等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 入契調査の結果を踏まえ、市町村への直接働きかけを強化するため、都道府県公契連と連携した取組を強化(ブロック監理課長会議で申し合わせ。都道府県公契連総会等で地域ごとの特徴や課題を示しつつ、直接、市町村に対して国から改善等の働きかけや理解促進を行う推進体制を整備)

【参考】平準化率の状況

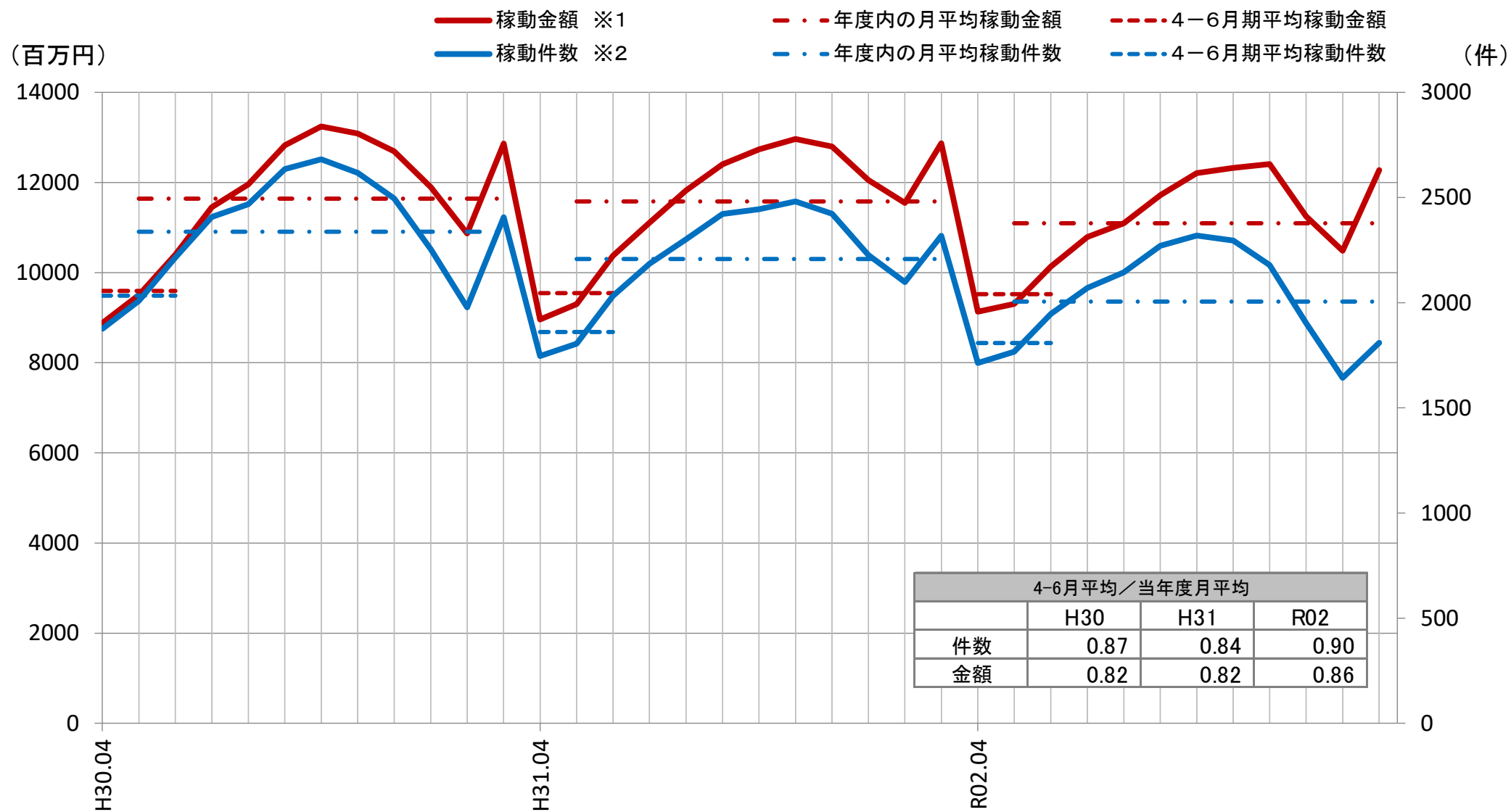
※ コリンズに登録された工事实績のうち、2019/04/01～2021/03/31の間に工期が存在する工事を対象に集計。

【参考】H30.04～R03.03の平準化状況(北陸全体)



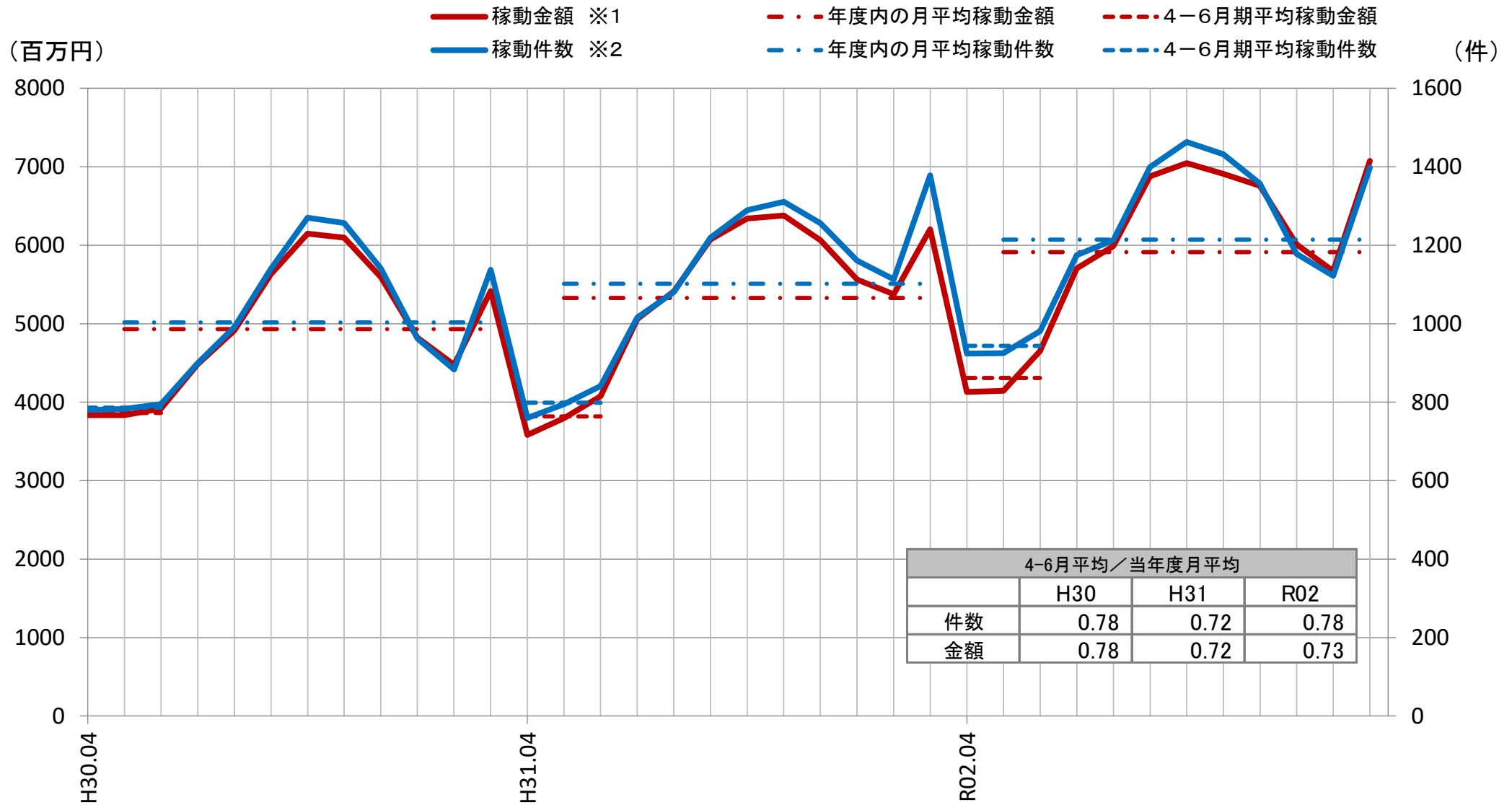
※ コリンズに登録された工事实績のうち、施工場所が新潟県・富山県・石川県内で2019/04/01～2021/03/31の間に工期が存在する工事を対象に集計。(発注機関は全てを対象)

【参考】H30.04～R03.03の平準化状況(新潟県発注工事)



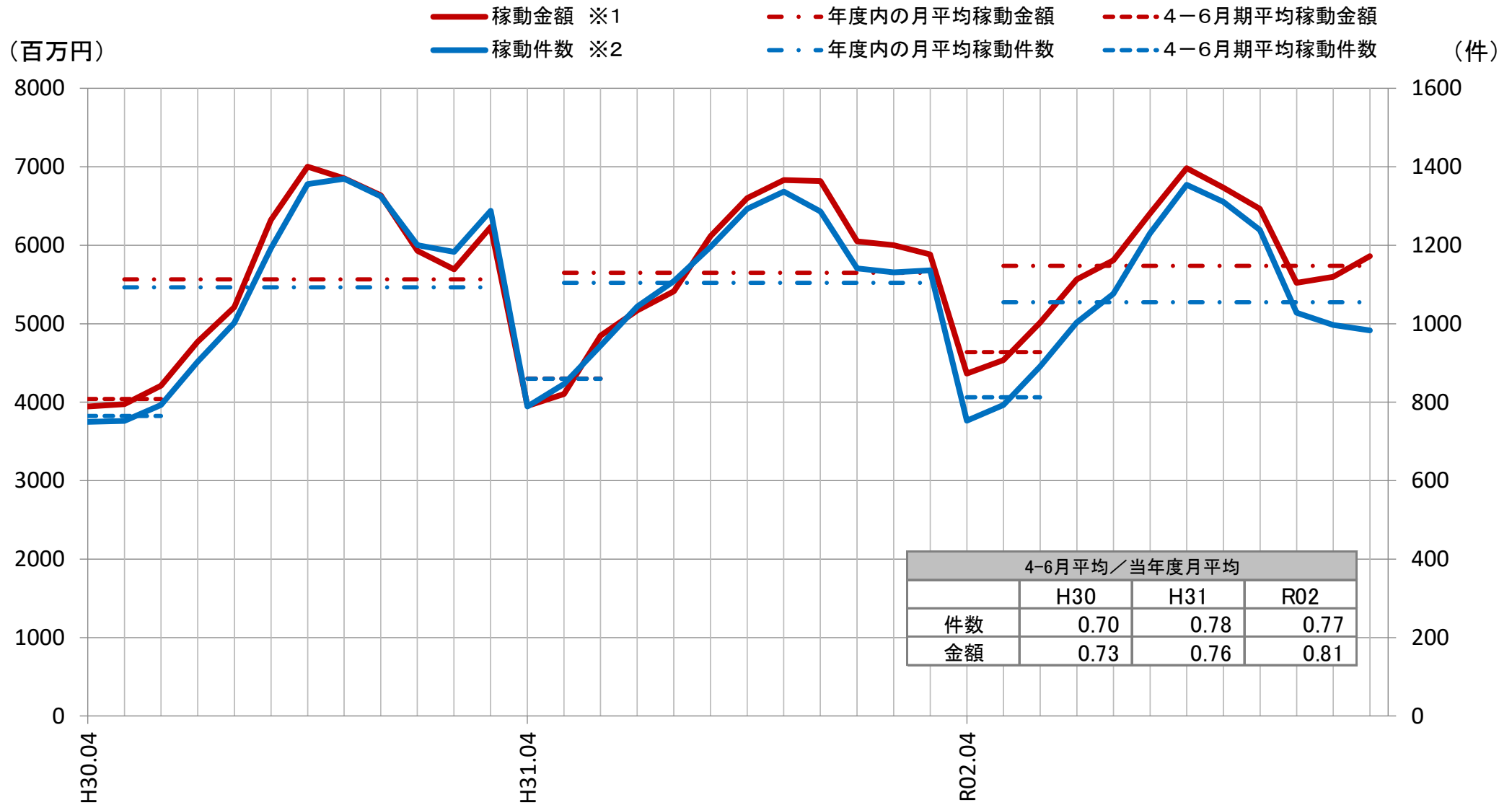
※ コリンズに登録された工事实績のうち、発注機関が新潟県(全ての部局・出先、公社等を含む)で2019/04/01～2021/03/31の間に工期が存在する工事を対象に集計。

【参考】H30.04～R03.03の平準化状況(富山県発注工事)



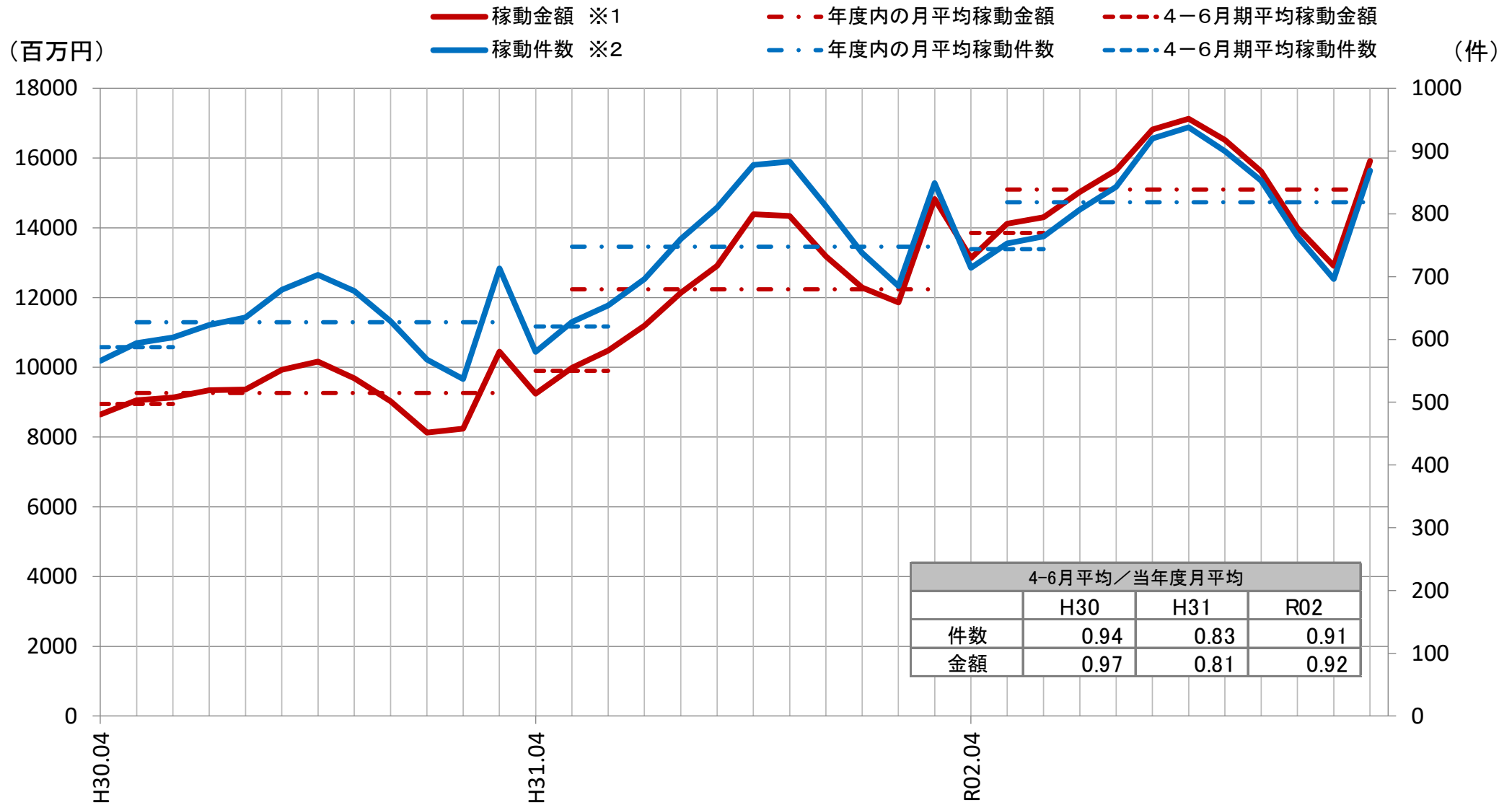
※ コリンズに登録された工事实績のうち、発注機関が富山県(全ての部局・出先、公社等を含む)で2019/04/01～2021/03/31の間に工期が存在する工事を対象に集計。

【参考】H30.04～R03.03の平準化状況(石川県発注工事)



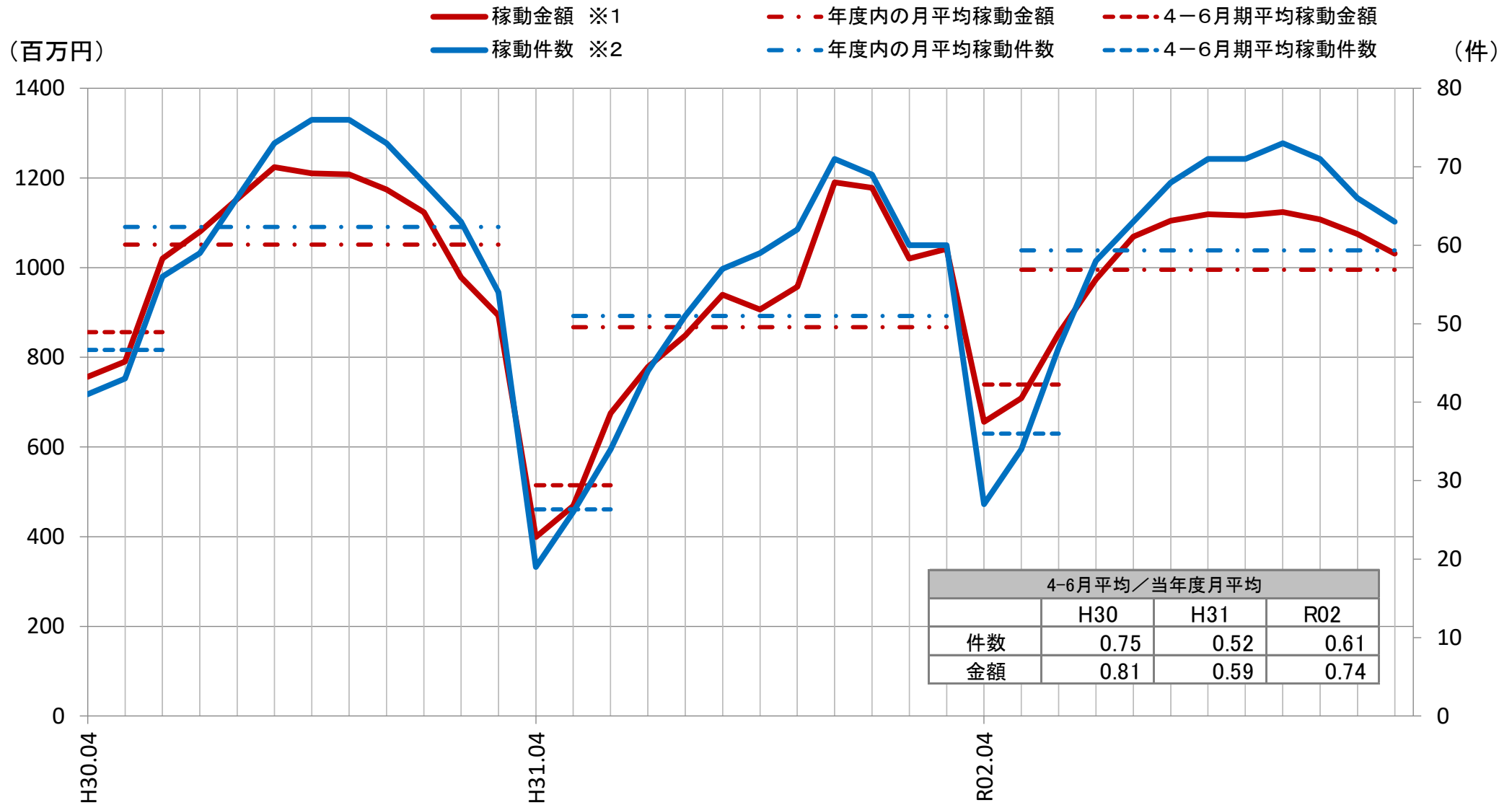
※ コリンズに登録された工事实績のうち、発注機関が石川県(全ての部局・出先、公社等を含む)で2019/04/01～2021/03/31の間に工期が存在する工事を対象に集計。

【参考】H30.04～R03.03の平準化状況(北陸地整発注工事)



※ コリンズに登録された工事实績のうち、発注機関が北陸地方整備局(全ての部局・出先を含む)で2019/04/01～2021/03/31の間に工期が存在する工事を対象に集計。

【参考】H30.04～R03.03の平準化状況(北陸農政局発注工事)



※ コリンズに登録された工事实績のうち、発注機関が北陸農政局(全ての部局・出先を含む)で2019/04/01～2021/03/31の間に工期が存在する工事を対象に集計。

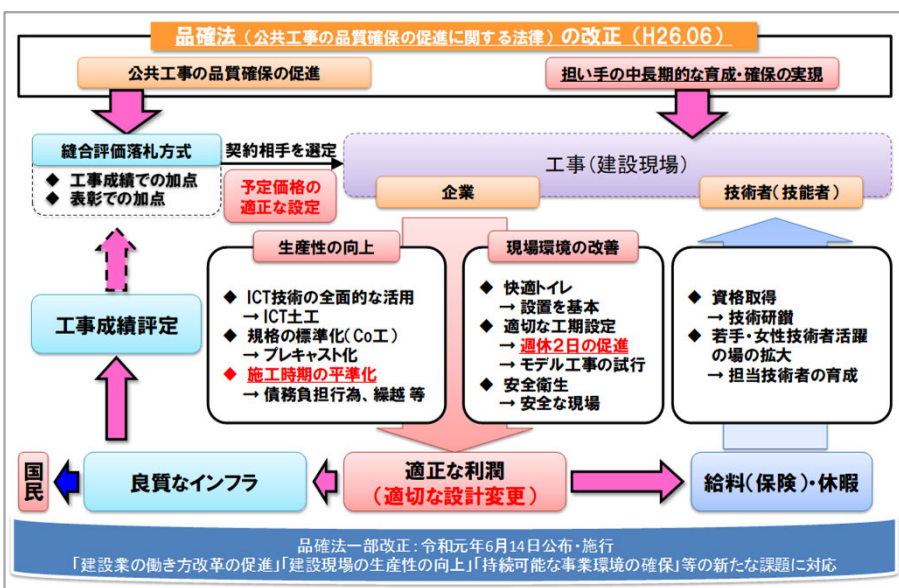
建設現場における働き方改革の取組 （週休2日の取組）

建設業における週休2日への取り組み

◆ 令和元年6月14日に品確法が一部改正、施行
(発注者等の責務)
第七条 六 **公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保**されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制の適用
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)

品確法に基づく建設生産システム



北陸ブロック発注者協議会

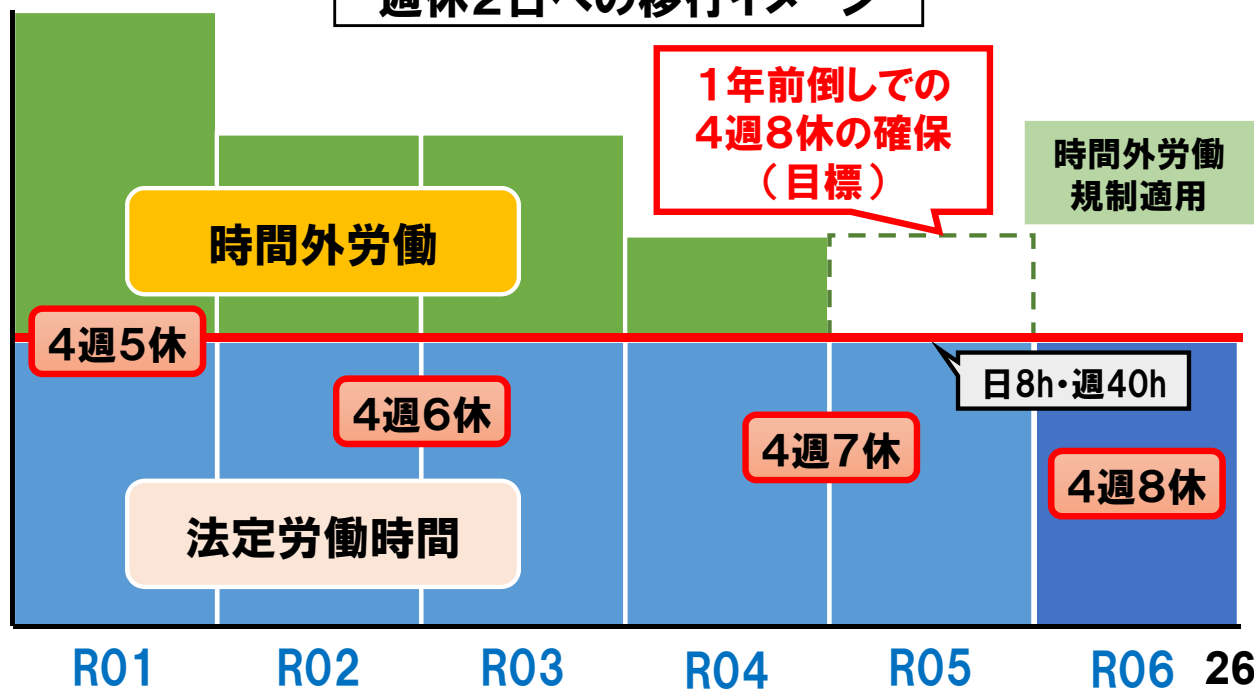
罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間(5年)を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図ることが必要。

建設業の働き方改革に向けた取り組み姿勢を示すため、また中長期的な担い手の確保のため発注機関が連携し、「**統一的な現場閉所**」を設定

◇統一的な現場閉所

- 第1弾(R01.05:GW10連休)
- 第2弾(R01.09~11:4回の3連休)
- 第3弾(R02年度:毎月2回の閉所)
- 第4弾(R03年度:毎月2回の閉所)

週休2日への移行イメージ



週休2日推進に向けた取り組み(令和2年度の取り組み)

「統一的な現場閉所」のアンケート結果より、

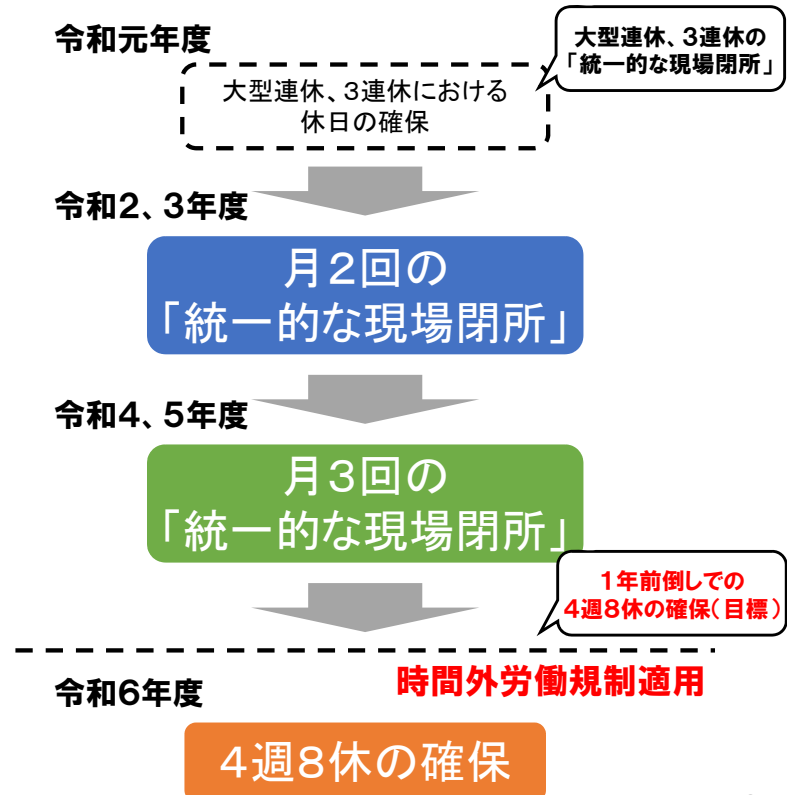
- ◆ **週休2日推進に向けた取り組み(令和2年度の取り組み)**
 - ① **年間を通じて毎月2回(第2週、第4週)の土日を対象に実施**
 - ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替えられるものとする
 - ② **①を北陸管内の現場閉所の統一日として設定**

第2週、第4週の土日を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和2年7月

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月2回の「統一的な現場閉所」



北陸建設業界の担い手確保に向け

建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第3弾」)

※ 第1弾は、2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)に実施
※ 第2弾は、令和元年秋(9月・10月・11月 4回の「3連休」)に実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第3弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

- 令和2年度は、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替えられるものとする。

第2週、第4週の土日を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和2年7月

月2回の「統一的な現場閉所」

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和6年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

【北陸ブロック発注者協議会】

北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、金沢国税局、長野自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社

新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

令和2年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和2年度は、年間を通じての取り組みを実施。
 - 毎月の第2週、第4週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。
- ※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替えられるものとする。

2020年							2021年																				
4月							5月							6月							7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4					1	2	3	31	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31	
8月							9月							10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1	30	31	1	2	3	4	5							1							1
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30					
12月							2021年 1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1							1	31	1	2	3	4	5	6							1
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31			

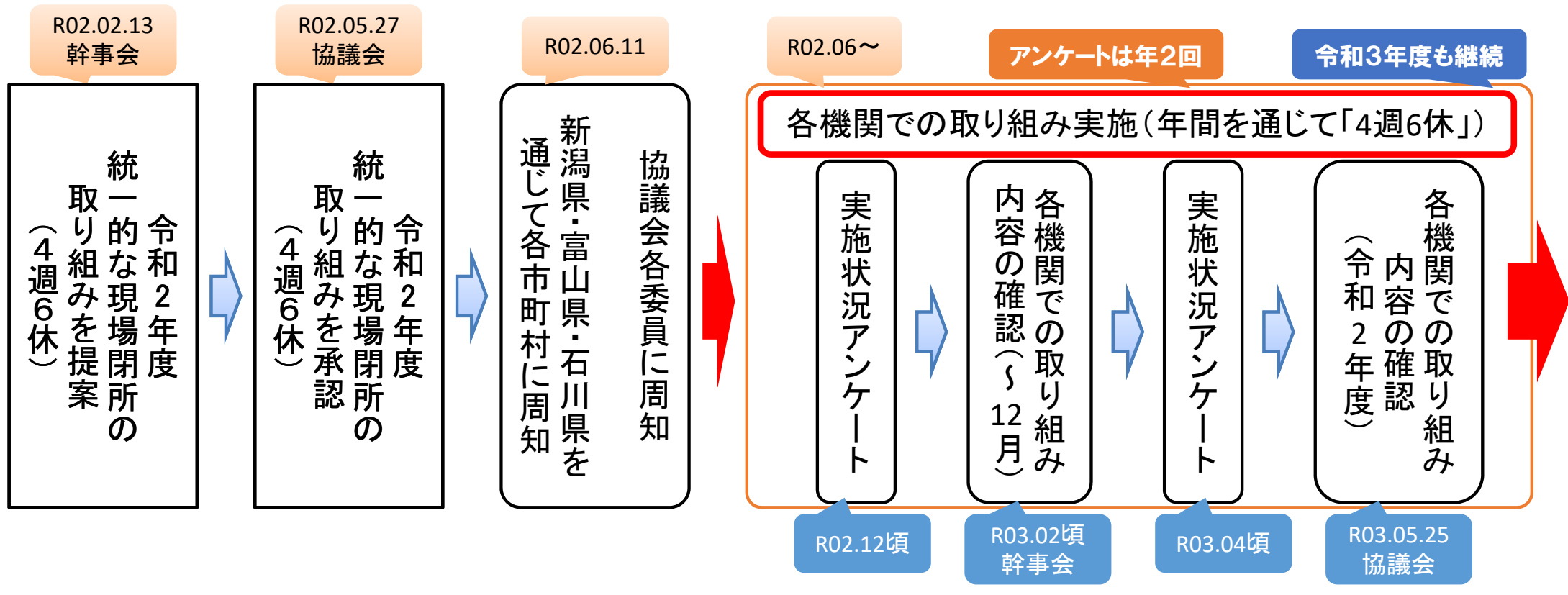
- 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

対象	工事	月							土	日
		日	月	火	水	木	金	土		
一般的な工事	工事								閉所	閉所
	技術者								休	休
	技術者A									
トンネル工事等(交替制)	工事									
	技術者A								休	休
	技術者B									
維持工事等(交替制)	工事									
	技術者A								休	休
	技術者B	休								休
現場制約のある工事等	工事								閉所	閉所
	技術者								休	休

交替制モデル工事

令和2年度 統一的な現場閉所実施スケジュール及び集計方法

統一的な現場閉所への取り組み(第3弾)スケジュール

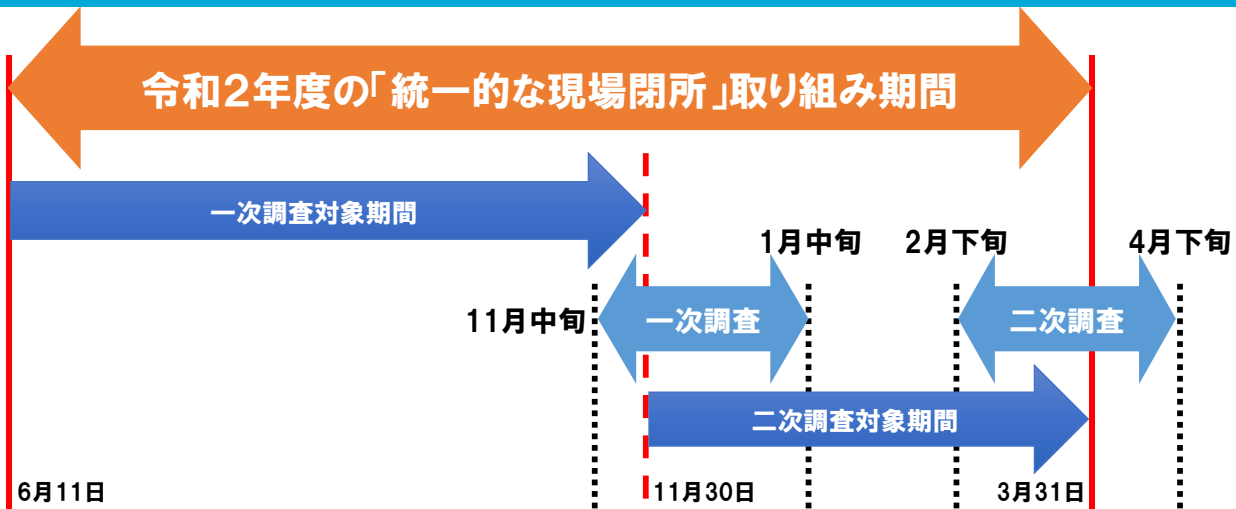


統一的な現場閉所への取り組み(第3弾)集計方法(案)

【集計方法】

- アンケート実施時(R02.12、R03.04予定)において完了した工事を対象に年間(工期)を通じて4週6休(以上)を「達成できた」「達成できなかった」を調査。
- 対象工事は、「R2.6.11*~R3.3.31」に竣工する、500万円以上の全ての工事。
※ 各機関の配布時期でOK
- 具体的なアンケート内容及び項目、集計方法等は、第三弾の考え方、とりまとめを参照。

令和2年度 統一的な現場閉所のアンケート調査(第3弾)の対象と事例

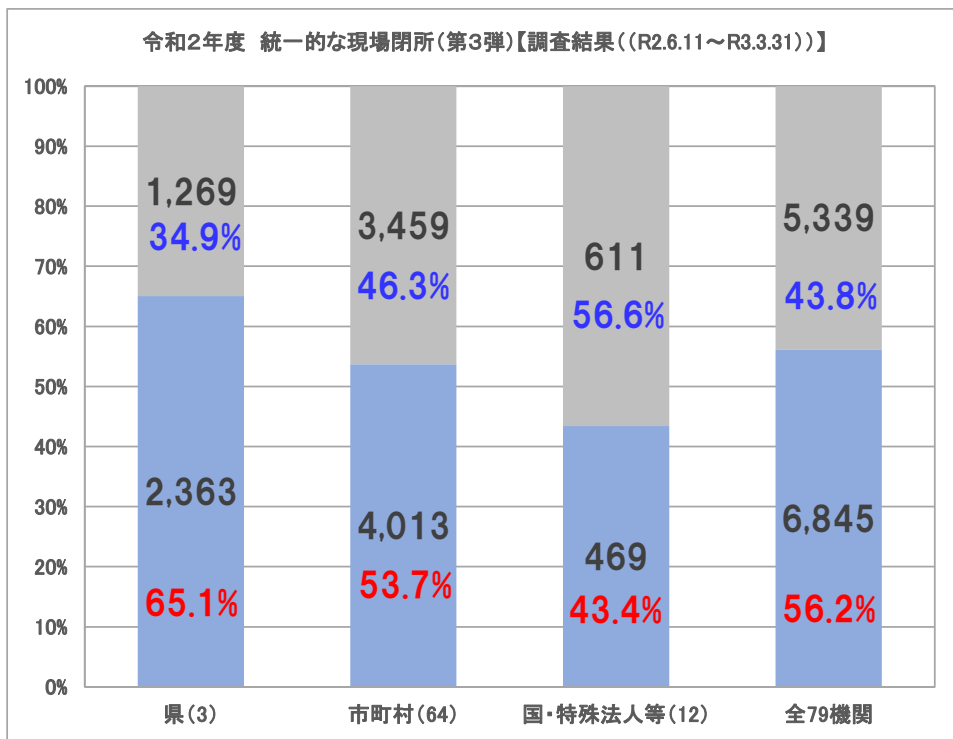
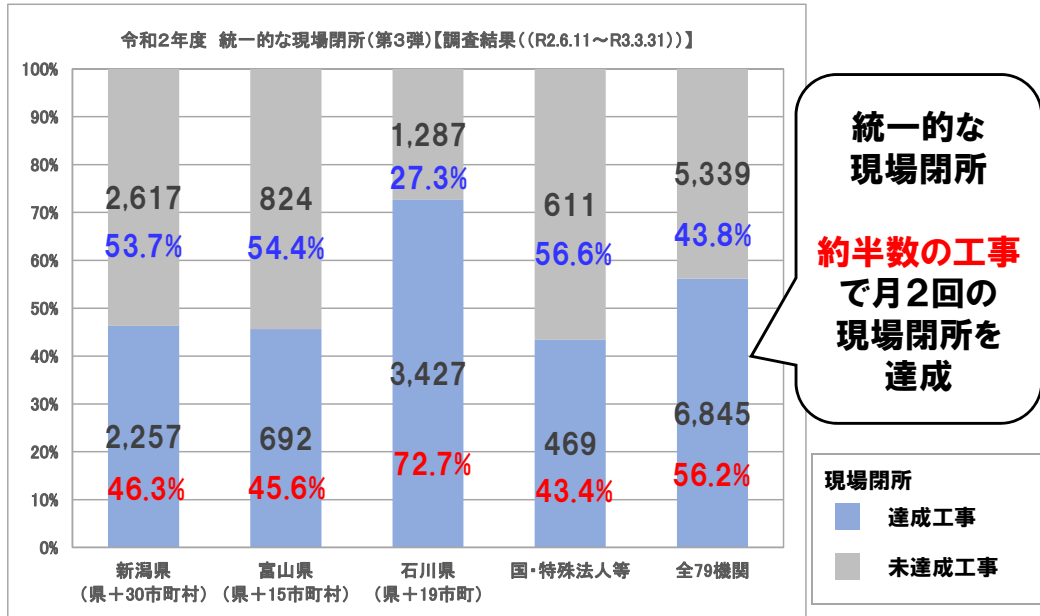


対象工事	事例	~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	4週6休以上の工事				年間を通じて取り組みを実施し、毎月第2週、第4週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定。 ※ 就業規則等で第2週第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。											
○	ゼロ国、国債工事 例1															
○	ゼロ国、国債工事 例2															
○	R1補正工事 例1															
○	R1補正工事 例2															
○	単年度工事 例1															
○	単年度工事 例2															
○	単年度工事 例3															
○	単年度工事 例4															
×	単年度繰越工事 例1															
×	R2補正工事 例1															

R2 幹事会

R3 協議会

令和2年度 統一的な現場閉所(調査結果)



統一的な現場閉所への取り組み(第3弾)結果

成果

- 「統一的な現場閉所」のチラシ配布(6/11)後、各機関でチラシ作成・掲示等を通じ、各工事現場へ周知・取組を実施
- 調査結果では、全79機関の約半数、64市町村でも約半数以上の工事で月2回の現場閉所(4週6休)を達成

課題

- 第2四半期以降のチラシ配布となり、既発注工事への周知が遅れ達成率が低いと考えられる。

対応

- **取り組みの促進に向けた発注段階での対応**
 - ◆ 週休2日モデル工事を増やす等、「適切な工期設定」と「必要経費の計上」を行い、休みやすい環境整備を促進
 - ◆ 年度当初からのチラシ配布による周知・徹底
- **週休2日モデル工事実施に向けた支援**
 - ◆ 国、県その他、先行実施市町村の取り組み事例の提供
 - ◆ 県部会、WG、キャラバンを通じて実施の支援
 - ◆ 適切な工期設定について取り組み内容を確認

令和3年度の取り組み

- 「統一的な現場閉所(第4弾)」を実施(継続)
 - ① 年間を通じて毎月2回(第2週、第4週)の土日を対象
 - ② ①を北陸管内の現場閉所の統一日として設定

発注見通し統合の活用促進

発注見通しの公表 統合版

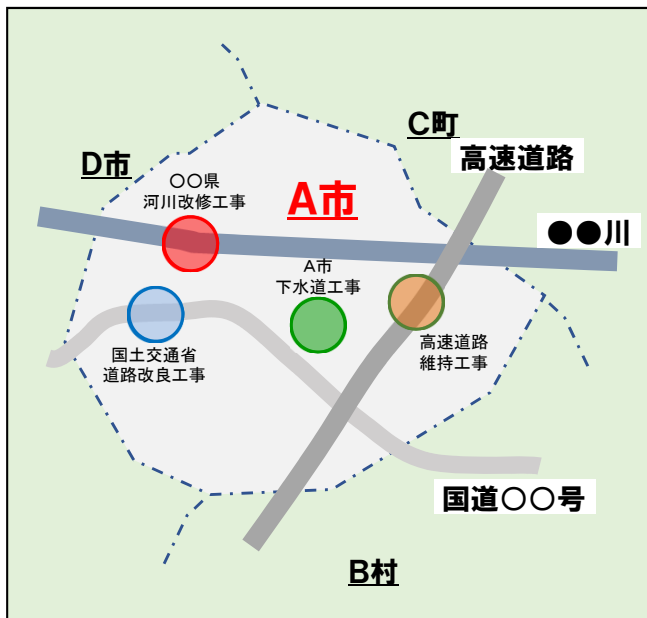
【期待される効果】

- ◆ 各市町村単位で実施される国、自治体等の工事の発注状況が一元化され、特定地域を単位としての施工時期の平準化検討の参考となる。
- ◆ 受注者にとっては、計画的な技術者の配置や資機材の調達の見込みが可能となる。

【今までの動き】

- ◆ 平成28年12月より、試行を開始。令和元年5月末で管内全64市町村、3県、国・法人15機関が参画。
- ◆ 全64市町村統合化に合わせて、HPを分かりやすく改良(整備局HPのトップページのバナーより統合版HPへ移動可能)。

A市内における工事の発注状況 (イメージ)



- ◆ 統合版HPは、今後も、分かりやすく、より活用できるように改善を図っていきます。

北陸地方整備局HP

※ 公表後は、新着情報にも掲載します。

整備局HPのトップページにバナーを追加

「発注見通しの公表 統合版HP」

統合版ページへ

「発注見通しの公表 統合版」公表スケジュール

◆ 令和3年度も継続して実施

【「発注見通しの公表 統合版」公表スケジュールについて】

- ◆ 発注機関毎に公表のタイミングが異なるため、四半期ごとの更新は当該月の各2回(4月、7月、10月、1月の上旬と下旬)の公表とする(年8回の公表)。
- ◆ 上記に伴い、「情報把握 基準日」を2回設定。令和2年度は、「公表基準日」を各月15日、30日に設定。

※ 「発注見通し公表スケジュール」

発注機関名	更新スケジュール							
	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期	
国土交通省 北陸地方整備局	4/1		7/1		10/1		1/4	
農林水産省 北陸農政局	4/1		7/1		10/1		1/4	
〇〇県	4月上旬				10月上旬			
××県		4月下旬		7月下旬		10月下旬		1月下旬
△△市	4月上旬		7月上旬		10月上旬		1月上旬	
●●市		4月下旬				10月下旬		
※※町	4月上旬				10月上旬			
◆◆町		4月下旬		7月下旬		10月下旬		1月下旬
□□村	4月上旬							
▽▽村		4月下旬				10月下旬		

公表時期	第1四半期 (1回目)	第1四半期 (2回目)	第2四半期 (1回目)	第2四半期 (2回目)	第3四半期 (1回目)	第3四半期 (2回目)	第4四半期 (1回目)	第4四半期 (2回目)
	4/15、4/30、5/29		7/15、7/31、8/11		10/15、10/30		1/15、1/29	
R02公表実績	4/15、4/30、5/29		7/15、7/31、8/11		10/15、10/30		1/15、1/29	
統合版公表基準日	4/15	4/30	7/15	7/31	10/15	10/31	1/15	1/31

発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策

- ◆現状
発注見通しの公表時期に合わせ事務局から建設業界へアナウンスしている状況 ⇒ サイトの認知度不足
- ◆ステップ①
北陸地方整備局HP以外に各関係機関の発注見通し公表サイトへバナー等のリンク付け ⇒ 窓口を増加・利用促進
窓口を増やす事で、競争参加希望機関以外にも他機関への競争参加の機会が増える可能性大 ⇒ 受注機会の促進
- ◆ステップ②
認知度及び利用促進が図られた時期に、更なる利便性向上(例:分野・工種・機関で検索等)の展望を検討

◆ 県部会、WGにて「ステップ①」(各関係機関の発注見通し公表サイトへバナー等のリンク付け)を依頼。

このページを一時保存する

野々市市 NONOICHI CITY

このページを一時保存する

令和2年度 公共工事発注計画

発注計画	概要
公共工事	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令に基づき、令和2年度における予定価格250万円以上の工事等発注見通しを公表します。 令和2年度公共工事発注計画 [PDFファイル/240KB] (令和3年1月1日現在)
随意契約	野々市市財務規則第125条の2に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号による令和2年度随意契約の発注見通しについて公表します。 令和2年度随意契約発注計画 [PDFファイル/209KB] (令和2年5月12日現在)

※北陸地方、各発注機関の発注見通しは下記のリンク先でご確認いただけます。

発注見通しの公表 統合版

外部リンク

統合版 バナー

統合版 バナー

石川県 Shikoku Prefecture

入札情報システム

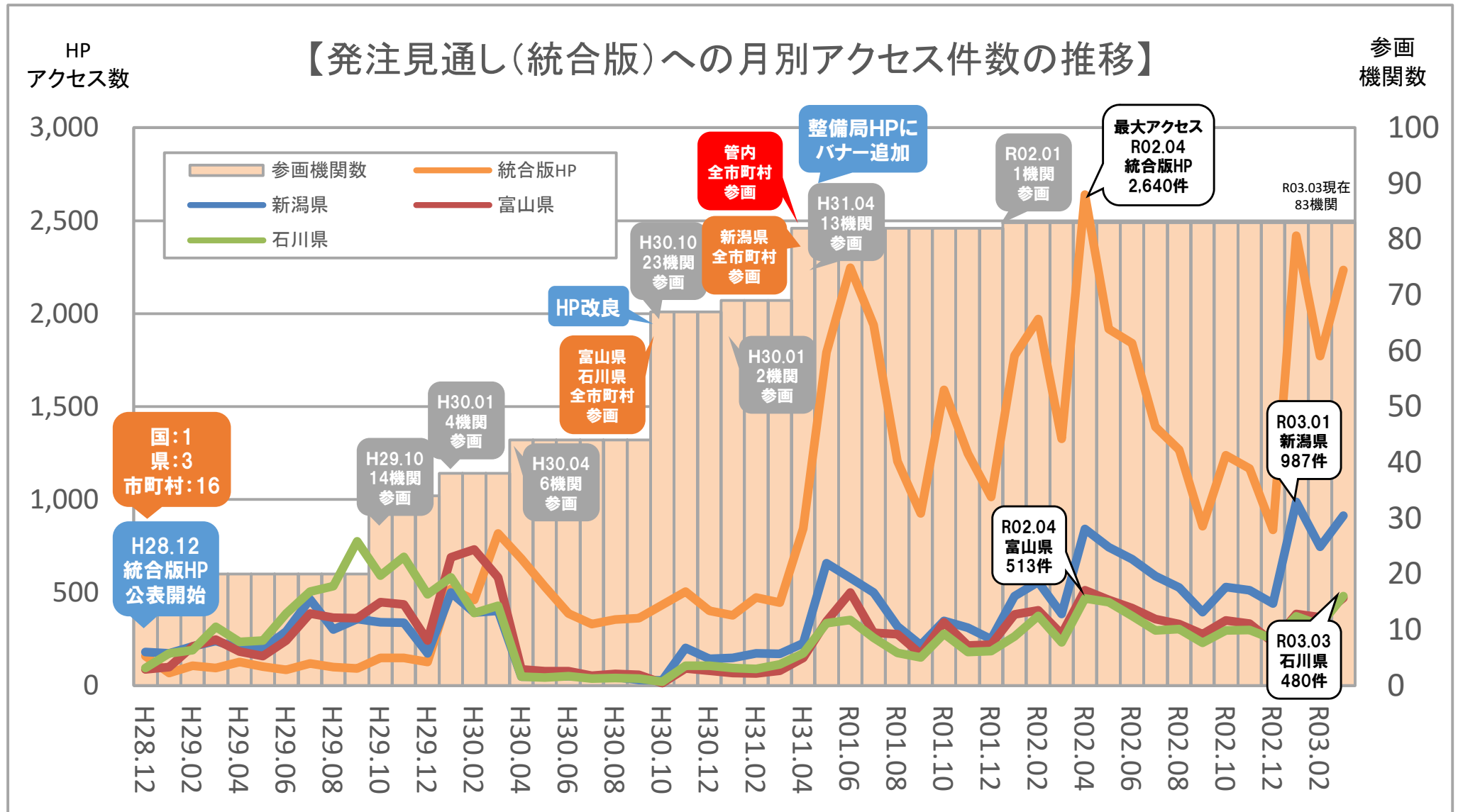
入札情報システム 入口はこちら

※国・法人等及び市町の発注見通しに関しては、北陸ブロック発注者協議会のページ(外部リンク)からご参照ください。

※国・法人等及び市町の発注見通しに関しては、北陸ブロック発注者協議会のページ(外部リンク)からご参照ください。

統合版ページを明示

発注見通し(統合版)への月別アクセス件数の推移(H28.12~)



※ H28.12~H30.09は各県内における市町村別アクセス数の合計値
 ※ H30.10~ 各県のページへのアクセス数

- ◆ 参加機関の増加に伴い、アクセス数も増加傾向。
- ◆ 四半期ごとの更新月(4、7、10、1月)にアクセス数が増加。
- ◆ 更なる認知度の向上を図り、利活用を促進。